第439回　山形海区漁業調整委員会議事録

1　日時、場所　令和7年12月18日（火）午後1時半から3時半まで
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課　3階大会議室

2　議　事
第1号議案
山形県資源管理方針の変更について　（諮問）
第2号議案
するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について　（諮問）
第3号議案
するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の留保枠の取扱いについて　（諮問）

3　出席者

山形県海区漁業調整委員会	会　長	加藤　栄	
	会長代理	鈴木　重作	
	委　員	伊原　光臣、	田代　善幸
		本間　優子、	樋口　恵佳
		齋藤　守、	本間　金弥
		飯塚　厚司	
山形県漁業協同組合	総務部長（兼）指導課長		安藤　大栄
山形県水産研究所	所　長		本登　渉
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課	課　長		加賀山　祐
	課長補佐		高橋　伸明
	月峯船長		白幡　英樹
	機関長		齋藤　勝三
	漁業調整主査		伊藤　寛和
山形海区漁業調整委員会事務局	書　記		阿部　幸

4　傍聴者　　なし

5　審議の概要

開　　会

事務局　それでは、これより第439回山形海区漁業調整委員会を開会します。

急遽の開催ながら、本日は委員全員が出席する予定でしたが、今朝、和田委員から「体調不良のため欠席させてもらいたい」との連絡が入り、委員の出席は９名となりました。委員の過半数をもって成立するとする当委員会規程第７条第１項の要件を満たしていることから、委員会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長より御挨拶をお願いします。

２　会長あいさつ

会長　今朝はこの界隈含めて、光が丘３丁目から船場町まで熊の目撃情報が連続して町は混乱しています。実は今週日曜日の午後３時ごろ、私の事務所から約300メートル離れた先の交差点を、熊が横断しているように見えた。自分の知り合いに、熊らしきものが道路を渡った様に見えたとメールをしました。300メートルくらい離れているので確認はできないが、犬なら飼い主が一緒に歩いているので、熊だろうとメールやラインで送った。今日この騒動なので、日曜日にメールをした人から、やはり熊だったのではないか。その熊が潜んでいて今日出てきたのではないのか、とあちこちから連絡をいただきました。とうとう船場町のような熊と無縁の地域もクマ出没地域に入ってしまった。皆さんこの地域を歩くときは御注意ください。

本日はするめいかの緊急案件ということで、報告事項なしで議題が３件あります。急ぎの案件ですので今日中に結論を出したいと思いますし、迅速な審議で水産庁への報告に繋げたいと思います。皆さん御協力をお願いします。

事務局　今日は県や海区事務局のからの報告はありません。

議長　議題としては用意していませんが、みなさんから報告事項があればお願いします。無ければ事務局から。

事務局　報告事項は無いと言いましたが、12月２日に日本海・九州西広域漁業調整委員会の日本海北部会、午後から本委員会が開催され、加藤会長が委員としてWEB参加しております。本来であればこの委員会で結果を報告すべきでしたが、資料の調製が間に合わず次回の委員会の報告になることを御了承頂ければと思います。

３　議事録署名委員の選出

事務局　次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会

規程第12条により会長及び会長の指名する２名以上の委員となっております。

議長　本日の出席者の中から、議事録署名委員には田代委員と樋口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同　異議なし

議長　それでは、議事録署名委員は田代委員と樋口委員のお二方にお願いします。

議　　事

議長　議事に入ります。今日は関連する議案が３つあります。今日は１つ１つ審議して決議すると訳が分からなくなります。先日事務局の阿部さんと打ち合わせしていた時、分かり難かった。１号議案、２号議案、３号議案を一括して説明をしてもらい、それから全体をまとめて質疑応答をする。最終的に３件まとめて決議する恰好で、本日は異例ですが進めていきたいと思います。

第１号議案　山形県資源管理方針の変更について（諮問）　　≪資料１≫

議長　第１号議案、諮問案件ですので、まず水産振興課から説明、そのあと担当者から詳細な説明をお願いします。

加賀山課長　　～諮問文読み上げ～

詳しくは、担当から説明します。

阿部技師　詳細について説明します。事前に資料を送付したので、御覧いただけたと思いますが、変更案について御説明する前に、今回なぜ資源管理方針を変更することになったのかを御説明させていただきます。

開催通知と一緒に、今委員会を急遽開催することになった理由を文書で簡単に説明させていただきましたが、（今、小型いか釣り漁業の）試験操業を行うには、するめいかの山形県への配分数量を、「現行水準」から「数量明示」に変更する必要があります。「数量明示」となると「現行水準」よりも厳格な数量管理が求められるので、資源管理方針で定めている漁獲量の管理の手法を、漁獲努力量による管理から、より厳しい漁獲量の総量管理としなければならないため、資源管理方針の変更が必要となるものです。この仕組

みについては議題２で資料を用いて御説明いたします。

では、変更案の説明に移ります。２～４ページに新旧対照表、５～７ページに変更のあるページの溶け込み版を変更案として載せてあります。資源管理方針（案）は水産庁が指定した様式に基づき作成されており、内容については12月15日に水産庁の事前確認を受け、了承を得ております。

２ページからの新旧対照表を御覧ください。まず、資源管理方針の変更を公表した日付が変わります。ここには水産庁から承認の通知があった日以降の日付が入ります。これまでは、令和７年６月19日の公表だったものが、この諮問、委員会からの答申、農林水産大臣への変更承認申請、農林水産大臣からの承認通知を経て公表となるので、この段階ではまだ未記載となっています。

山形県資源管理方針の本編ですが、今回はするめいかだけの変更なので、するめいかについて記載してある（別紙１－６）だけが変更の対象となり、その前後の変更はありません。別紙１－６のどこがどのように変わるのかですが、第１は「特定水産資源するめいか」ということで変更ありません。第２の１知事管理区分、知事管理ごとの漁獲量の管理の手法、これにつきましては１の「山形県するめいか漁業」(1) の「当該知事管理区分を構成する事項」では、①の水域と②の対象とする漁業のところに、今回試験操業という形で５トン以上、30トン未満船の操業を許可する形になるので、ここに試験操業に関する文言を追記しております。下線を引いてあるところが追記した部分になります。具体的には、①の場合、文中に「及びその他採捕」が、②の場合は表題に「及びその他採捕」と文中の最後に「その他採捕」とはどのようなものかを示すため「及び山形県知事の許可を受けて行うするめいかの試験研究調査のための採捕」というような文言を追記しています。

大きく変わるのが次の (2) 以降となります。(2) の漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理に変更することになるので、山形県のTAC対象種で唯一「数量明示」となっており、漁獲量の総量管理をしているずわいがにと同様の記載にしております。

第３の「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」については、現方針では「全量を山形県するめいか漁業に配分する」としておりますが、変更後は、資料に記載のとおり本県に配分された漁獲可能量が100トンを超える場合は、超過分を留保枠とすることにしております。そして、中段には留保枠は追加配分や融通に利用すること。後段には留保枠の扱い方法をくろまぐろの追加配分の扱いと同じように、あらかじめ海区委員会の承認を受けておくことを条件として、海区委員会に諮問しないで追加配分や融通の手続きを行い、その結果を海区委員会に事後報告することができるとする文言を入れ

ております。この第３の「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」の記載内容については、第２号議案、第３号議案と関連しているので、そこで詳しく御説明いたします。

現方針の第４にあった「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」については削除し、第４として「その他資源管理に関する重要事項」を記載しましたが、この部分もずわいがにと同様の記載となっております。

山形県資源管理方針の変更に関する説明は以上となります。

第２号議案　するめいかに関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）　　≪資料２≫

加賀山課長　　～諮問文読み上げ～

詳しくは、担当から説明します。

阿部技師　諮問文の後２ページ目を御覧ください。ここに実際に配分を決めた数量を示しております。都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量としては後ほど説明いたしますが 201 トン。２の知事管理区分に配分する数量は山形県するめいか漁業に 100 トン、山形県が留保として 101 トンを持つ案を考えています。

次の３ページ目以降は参考資料になりますが、現漁獲可能量を定めたもの。現在は山形県するめいか漁業に現行水準という形で配分されており、現行水準の数量は明示されておりませんが、水産庁から目安数量が示されており、山形県の目安数量は 105 トンとなっております。

４ページ目には　12 月 12 日に通知された、農林水産大臣から本県に対するするめいかに関する令和７管理年度における、都道府県別漁獲可能量の変更通知の写しです。

するめいかは、変更前は現行水準でしたが、変更後は 201 トンとする。現行水準では 105 トンという目安数量が示されていましたが 96 トンほどプラスされた 201 トンが数量明示という形で通知されました。この理由については次で御説明いたします。

５ページ目を御覧ください。特定水産資源（するめいか）に関する令和７管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について、というものです。これは右上の片隅に書いてある通り水産政策審議会の第 142 回資源管理分科会が令和７年 12 月８日にあり、その時に配布された資料からの抜粋です。

次のページに移ります。このあたりから議題の１と３を含めた説明になります。水産庁が水産政策審議会に説明した諮問事項が１と２という形で書いてあります。山形県も試験操業をしようとしておりますが、試験操業を実施しようとしている府県は現行水準から数量明示への変更が必要です。現行水準の府県は目安数量を超えないように、先ほども言った通り、隻数や操業日数等の漁獲努力量による管理を行っておりますが、目安数量を厳格に管理する仕組みはありません。すでに知事による試験操業が行われている北海道に倣い、山形県や他の数県から同様の試験操業を実施したいという申し出があったが、現在の形では厳格な管理が出来ないため認めることは出来ない、とのことでした。ただ現行水準から数量明示に変更すれば北海道と同じように試験操業という形で認めることは可能ということでしたので、山形県を含む５県から現行水準の方式から数量明示に変更したいといった申し出があった。北海道と富山県については当初から数量明示としていたので、今回、数量明示をする県が７道府県となりました。

資源管理基本方針には、下線で引いてあるところですが、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合は、漁業構造の大幅な変化と管理上必要となる場合は、配分数量を明示することとする、という記載があるので、山形県などはそれに基づいて配分数量を明示するという形をとりました。

諮問事項の２番目、国の留保からの追加配分について、ですが実際のやり方やどのような数量を配分したかについて、７ページ目にそれぞれ書いてあります。山形県の場合は、当初の配分数量これは目安数量ですが、105 トンあったがいろいろな計算をして新たに 96 トン追加でくることになりました。この原資となるのは、国が持っていた留保枠で、そちらからの融通となります。山形を含め、他に長崎、兵庫、鳥取、山口も数量明示に変更したい、とのことで配分することとなりましたが、長崎県が一番多くて合計で 503 トンの追加配分、山形県はその次に多い 96 トンの追加配分がありました。そのようなことで当初の 105 トンプラス 96 トンで、数量明示されてきた数字が 201 トンになりました。

これにつきまして 201 トンのうち 100 トンを山形県するめいか漁業こちらはもちろん試験操業で行う部分も含めた数量になりますが、残りの 101 トンを山形県が定めた留保にする。なぜ留保にするのかは、議題３で御説明いたします。数量の変更についての説明は以上となります。

第３号議案　するめいかに関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の留保枠の取扱いについて　（諮問）　≪資料３≫

加賀山課長　～諮問文読み上げ～

詳しくは、担当から説明します

阿部技師　これにつきまして午前中加藤会長と打ち合わせをしました、県当局が作った案に会長から修正案が提示されたので、出席者名簿の変更と一緒に会長から出された修正案も机の上に置きましたので、そちらも一緒に御覧ください。

それでは説明いたします。するめいかに関する令和７管理年度知事管理漁獲可能量、留保枠の取り扱いについて。その説明資料ですが、するめいかのTAC管理について皆様ニュース等で御承知のとおり、５トン以上30トン未満船は大臣届出漁業になっていますが、11月１日から翌年３月末までするめいかの採獲を禁止する農林水産大臣の命令（いわゆる採獲停止命令）が発出されました。そのため現在、本県の対象漁船４隻もするめいか釣りの操業ができない状態が続いており経営の悪化が憂慮されております。そのため北海道のように知事管理区分のするめいかの枠の中で試験操業を実施したい、との要望が出されました。試験操業を実施するためには、「現行水準」となっている知事管理区分を「数量明示」に変更する必要があり、本県も数量明示を希望し、12月12日に追加配分を含め201トンの配分がありました（議題３の資料）。

するめいかの管理期間は４月から翌年３月までとなっているので、残りの期間は３ヵ月余りとなりますが、本県沖でのこれからの期間はスルメイカが全く獲れないことはありませんが、過去の漁獲実績から推し測ると多くても数10トンで、これまでの漁獲量と合わせても100トン前後と予想されます。

そこで201トンのうち100トンを山形県するめいか漁業に配分し、残りは県の留保とする変更案を検討しています。

スルメイカの漁模様によっては、100トンを上回ることもありうるので、その場合は留保枠から追加配分します。しかし、留保枠は101トンもあるので、大量の未利用分が生じる可能性が極めて大きいので、国全体の漁獲可能量を有効活用する観点から、未利用分は希望する他の道府県や大臣管理区分に融通することが望まれます。議題２で説明した、国からの変更通知の文を御覧ください。４ページ目の水産庁の通知文に「なお今後の漁模様により未利用分が生じた場合には、配分量の融通について、柔軟な対応をお願いします。」との文言が添えられております。

以上のように、今後留保枠からのするめいか漁業への追加配分や未利用分の融通などを行わなければなりませんが、どちらも正式には当海区漁業調整委員会の意見を聴く必要があります。しかし、追加配分も融通も迅速に行わなければならないので、あらかじめ山形海区漁業調整委員会の承認を得てお

くことを条件として、諮問に替えて事後報告とすることを資源管理方針に規定しておきたい、というものです。それを盛り込んで第１号議案の資源管理方針の変更案を作成しております。少し性質は異なりますが、くろまぐろの追加配分の振り分け方法についても、同じように、諮問に替えて事後報告とさせていただいております。

追加配分と融通の方法については、次のページに記載してあります。会長の修正案もありますが、とりあえず県当局の案で説明します。

３　具体的な方法

(1) 山形県するめいか漁業への追加配分の方法

知事管理区分の漁獲量の公表の判断は、山形県資源管理方針の第４において、知事管理漁獲可能量の７割を超えるときを基準とするとしているので、知事管理漁獲可能量の７割を超えたことを認知した段階で、その後の漁獲量を推測し（2）の②の場合を除き 10 トン単位で追加配分するものとし、(2) の③の場合は未消化数量が 10 トンとなる数量を追加配分するものとする。ただし、その後の漁獲量の推測によって、令和７管理年度内に知事管理漁獲可能量を超えることがないと判断できる場合は、(2) の③の場合も含め、その後の追加配分は行わないものとする。

(2) 他道府県や大臣管理区分への融通の方法

山形県沿岸域での過去の漁獲状況では、１月末にはスルメイカの漁獲はほぼ終了していることから、２月初めに以下の方法で未利用数量を確定する。

①令和７管理年度内に知事管理漁獲可能量を超えることがないと判断できる場合は、その時点の留保数量全量を未利用数量とする。

②知事管理漁獲可能量からこれまでの管理期間内の漁獲量を引いた未消化数量が 10 トン以上ある場合は、その時点の留保数量全量を未利用数量とする。

③未消化数量が 10 トン未満の場合は、未消化数量が 10 トンとなる量を追加配分し、残りの留保数量を未利用数量とする。

上記①～③により確定した未利用数量を水産庁に報告・相談し、当該未用数量を上限に、融通を受けることを必要としている他の道府県や大臣管理区分に対して融通する。そのような案を考えたのですが加藤会長から先ほど報告した様に修正案をいただいております。

会長から説明をお願いします。

会長　①と②の関係が分かり難い。読み方によっては別のことのを決めているように思える。要するに７年度のうちの知事管理漁管理獲可能量を超えることが

ないと判断できる場合一連が②のものです。これも①の中に組み込んでしまう。どういう風に組み込むかというと、①の中の特定の場合を指しているので、要するにその段階での未消化数量が10トン以上あれば、無条件に他の事情を考えず知事管理漁獲可能量を超えることはない年だと判断してしまったほうが単純だ、ということから②を消して、②を①の中に取り込んで但し書きにして、「但し知事管理漁獲可能量から、これまでの管理期間内の漁獲量を控除した残数を未消化数量が10トン以上の場合は他の事情を考慮することなく、期間内の知事管理漁獲可能量を超えることがないとみなすものとする」、としたのですが、これでもなかなか分かり難い内容です。

阿部技師　要するに２月の当初の時点で、残りのするめいかの管理期間の２月、３月に獲れる分は、最低限10トンは残します。余った分については、国に返すのではなく、必要とするところに融通する。融通とは簡単に言うとそういうことです。

会長　③について、少し微妙だが、10トン未満の場合、５トンならあと５トン足して、10トン未消化にしたうえで確定させて、残りを全部未利用数量として、自由に使ってください、ということになるが、事務局がいうように10トンを常に残すかというと、①にはそうは書いていない。例えば２月の頭の段階で未消化部分が１トンしかない、という場合でもその段階で残りをすべて未利用数量にすることもできる。①になれば、例えば１月の後半からイカの漁獲がない。２月はいくら獲っても１トン獲れるはずがない。それは明らかである、というのであれば１トンだけ残して、未消化部分に一切手を付けずに、つまり10トンの枠を残さずに１トンだけにして閉めても良いというのが①です。そのような特殊事情がない場合は③でいこうという話です。ですから、常に10トン残すという条項ではない。たぶんこの条項からすると、私が言ったような読み方になると思う。今言ったように、10トン以上の場合、これ以上獲れるはずがない、とみなし単純化しようという話です。あとは①と③の話であり、これから獲れる可能性があるのであれば10トン残せば良いし、今年はもう無理だと判断すれば、残り１トンしかなくとも９トン追加しないで、未消化部分を確定してしまう、という制度にすると私は理解している。それでよろしいかということと、その場合併記の①、②、③の方式だと分かり難いので、私の案のように①、③にして、本当は①、②にしてその方が現場で分かり易いのではないか、ということで修正案を出したところです。

樋口委員　留保数という単語と未消化数という単語と、未利用数という単語が、

代わる代わる出てきてとても難しい。

議長　事務局のほうで分かり易く説明できればと思います。

阿部技師　言葉の意味ですが、ここで使っている意味合いは、留保は自由に配分なり融通ができるように、国の場合もあるし、今回は山形県ですから県が抱えている、何か必要な時使えるように残しておくのが留保です。ここで言う未消化数量とは、配分した数量から、漁業者が漁獲していき積み重なった漁獲量をを引いたものが、未消化数量になります。未利用数量というのは留保枠で使わずに残っている数量ということです。

樋口委員　特に未利用数というのが、留保枠の未利用数なのですか。

阿部技師　未利用数量とは留保枠の残りの残量になります。

議長　他に全体を通して、質問意見等ありましたらお願いします。

田代委員　意見ですが、このTACで、操業停止が大臣から出ました。山形県からも（第十八）睦丸や七福丸も北海道に行った。北海道では漁があった。ここで留保枠プラス96トンあり良かったとなっているのか知らないが、喜んでいる場合ではない。イカがいないから。停止になった時点では漁があった。漁があった時に操業停止してください、と言われた。水産庁は大臣届出漁業で獲った人は違反です、と言っている。現場から言わせると前代未聞です。はっきり言って前代未聞だと思う。水産庁で机の上で計算している人たちは何を考えているのか分からないが、いか釣りの船は全国で半分以下になってみんな辞めている。自分の意見としてだが、いか釣りで生き残るために頑張っている人たちは、イカが釣れて良かった。明日も頑張ろうとしている人達です。その人たちに、明日からイカを獲るな、と言うのは、自分に言わせると前代未聞です。そこにいるイカが獲れない。違反になるから休みなさい、と言われて。

なぜ日本全国のいか釣りの船は違反覚悟で操業しないのか、全員で出漁しないのか、と自分は言った。出漁した全員を罰則してみなさい。上等だ。そのくらいのことをしないとダメなのではないか。

今96トン増えても3月までイカがいないのに、どこで獲るのか。時化が続けば獲れるわけがない。イカがいた時に獲らなければ獲れない。いか釣り漁のことを分かっているとは思うが、分かっていてこういう「ざんま」と言わせてもらうが、書いておいて欲しい。みんなが辞めていく中、いか釣りで商売して

いくと頑張っているのに、イカが目の前にいるのに、獲るなと言われ、家（族）を置いて旅に出て、獲れるのに獲るなと言われるのはこれほど辛いことはない。自分もいか釣りをしているが、家に帰ったら３月まで96トン獲っても良いと言われても、時化で行くことが出来ない。漁が出来なければ、はっきり言うと１匹も獲れない。現場はみんなそう思っている。睦丸がテレビに出ていろいろ言っていたが、イカはいるところまで行って電気をつけてやらなければ釣れない。山形県の港から目の前の沖に出て商売するような漁ではない。水産庁は分かっていてこんなことをするのか。書いておいて欲しい。言って欲しい。みんなが激怒している。自分だけではない。みんなが激怒してもう辞めないといけないと言っている。辞めたくない頑張っている人たちを留保枠で何とかするのは良いが、水産庁の頭のいい人たちで考えてくれればいい。我々現場は、今いるものをとらなければ生活できない。そこにいるものを獲るな、ということ自体がおかしい。これは県知事許可なので枠は守る。底曳網も関係がある。

秋田で秋口にイカを獲った。３月まで秋田は獲るな、とまでは言わないが調整してくださいとなった。３月までなので良いが、去年、一昨年は（鼠ヶ）関でもイカが釣れた。４月以降に多く上がった。オーバーしたら獲らないでくださいと言われる。皆さんその辺もよく考えて欲しい。由良にも３年前に自分もいか釣りに出たが、獲ればトン数が決まっているので秋口、イカが来てもトン数制限で獲ることは出来ない。こんな決め方では困る。TACや資源保護がなんだ。このままでは生活できない。なんでこんな決め方しているのか。

もっと言わせてもらうと、一昨年タラのTACで底曳網協議会に名古屋大学の偉い先生が来て、次にタラをTACにするといったとき、たいそう苦情を言ってやりました。タラのTACはまだ良いが、ここ数年タラは漁がない。カニが好調でみんながカニ漁をする。タラは値段が安いのでたまにしか漁をしない。するとイカも同じで山形、新潟、秋田では数量もそんなに上がっていない。秋田は少し獲ったようだが。

脱線してタラの話をするが、数量を決めるとき、数量がない段階でTACの割り当てをしてトン数を出されても困る、と言った。もしカニがダメになってタラを獲ろうとなったとき、もう数量獲ったから明日からダメですと言われても困る。そんなTACならいらないと言った。タラの話だが、もしTACから溢れた場合予備枠というものがあって、明日からもタラを獲って良いですよ。そういうスタイルしてもらわないと困る。

カニだってそうです。一昨年大漁で数量が足りなくなり、山形県では３回しか曳かない自主規制をしていた。新潟は１日中曳いていた。それでも多く獲れていたので２回しか曳いていなかった。我慢をし、県にお願いしてトン数を増

やしていただき安心して仕事ができるが、もし足りなくなった時TACを決めるなら、トン数余ったら他の県にあげてください、とそこまで国で決めて欲しい。A枠B枠グループを分けてその中で、自分たちで融通してやりなさい、という方針でしたが、新潟県にお願いしたところ、1トンも分けることは出来ない、と言われた。どうせ決めるなら無条件にそのグループ内で、足りないところが余ったところからもらうシステムを作って欲しい、と言った。これがうまくいくかは分からない。たぶんいかないと思う。自分たちがもらったものを、なんで分けなければいけないのか、ということになる。カニでいうと新潟県では4月いっぱいやっている。秋口から4月まで1日中やっていても半分くらい残っている。

山形県の場合は、1日3回で我慢して2月になればカニは来年のために止める自主規制を自分たちはしている。新潟県に分けていただけないか尋ねてもだめだと言われた。融通はなかなか難しい話です。簡単ではない。

国でしっかりやりなさい、と決めないと無理だと思う。簡単な話ではないと思う。自分たちが溢れるだけ獲ったらどうなるのか、というスタイルなので、国でしっかり決めていただかないと、先ほども言っていたが、残留枠があれば速やかに事後報告、隣の県にあげなさい。頑張ってくださいという言い方だ。それでは絶対うまくいかない。事後報告でいいのなら、底曳網で溢れるだけ獲った場合、事後報告で良いのか。それとも止められるのか。どういうことか教えて欲しい。

阿部技師　諮っているのは令和7管理年度における扱いです。3月までです。過去の漁獲量推移だけで判断するのは難しいし、間違いかもしれないが、自分が調べた限り1月までせいぜい10数トンだった。過去の実績では。だから今のスルメイカの資源状況を考えると1月の末から2月の頭まで10トンを残しておけば、底曳網で獲る分も含めても配分枠内でおさまるだろう。そういう判断から10トンという数字を考えました。いか釣りも底曳網もやっている田代委員から20トン30トン獲れる、というのであれば、話し合いを重ねる必要があると思う。この配分量の取り扱いについては特に水産庁に報告する必要がないので、まず承認をいただいて、委員会としてこうしたほうが良いのではなど修正案を出していただければ、それを県当局の案と変えることは可能です。

田代委員　自分が言いたいのは、過去のトン数で10トンはいい。ここ数年1月、2月は、昨年は月に3、4日しか出られなかった。自分もイカは獲れないと思う。10トンはいい。でも世の中が変わり10トン以上獲れた場合どうするのか。

阿部技師　冒頭申しましたとおり、令和７管理年度のことを諮っている。

田代委員　７年でも、８年でも良いが、漁師に魚を獲るな、ということはしないで欲しい。単純に難しすぎる自分では理解不能である。

TACは分かるが、逆に言えばTACとは何なのか、現場の自分の意見として10トンもいい、３トンでもいい。それをオーバーした場合、それを獲るなという指令ではなく、速やかに留保枠だろうが、何だろうが、イカが多くいるなら枠分あるので、なければ他から持ってくるので、どうか獲って商売してください、と言えるようなスタイルにして欲しい。それだけです。文章はお任せします。ただいか釣りの禁止は前代未聞です。自分は泣顔で帰るしかなかった。

議長　要するに11月、12月の２ヵ月分が無駄になった。素早くやりたいということです。今まで山形県はするめいかを現行水準にしていたから、融通がなかなかできなかった。こういった問題が起きたのは初めてです。試験操業でのやり方も北海道が初めてです。いい勉強の材料になったので、今年はこれで良いとして、来年以降はもっと機動力があるようなやり方をしていくべきである。そのためには現行水準を数量明示にしていき、来年以降はもっと機動力のある留保枠の活用をしていくことが必要である。本年度に関しては確かにロスではあった。これからやったとしても獲れるか分からないが、今年はこれでやっていき、来年以降TACの関係からストップがかかったと同時までとは言わないが、そのあと速やかに留保枠の活用ができるようにしていこうということだと思う。それと10トン、20トンなどは毎年決めるので、漁業の様子を見ながら、10トン必要なのか、20トンなのか見ていけば良いと思う。まずはこのような形で令和７年度を途中から変えていき、８年度以降に繋げていく。

田代委員の言いたいことは良く分かるが、TACが厳然とあるので、あくまでも御意見として伺っておく。

今日の議題として限定して考えていただき、議事を進めます。

飯塚委員　これは水揚げされた場所ではなく、船籍のある県で見ているのか。例えば北海道で山形県の船が水揚げをしているが、山形県としての水揚げなのか、北海道で水揚げしたので北海道の数量になるのか。

阿部技師　山形県の水揚げになる。山形県の枠の中でやっている。

飯塚委員　船籍のあるところの県だということですね。

議長　これは、あくまでも７管理年度だが、来年以降は現行水準はやめて数量明示でいくのが前提なのか。

阿部技師　違います。今回は試験操業という形で入ってきた。数量明示にしないと試験操業が出来なかったので、数量明示に変更することにしましたが、水産庁の説明会では、今年数量明示にしたからといって、来年以降も数量明示するとは言っていない。また元の現行水準に戻すことも可能である、と言っていました。

議長　数量明示が出来ない訳ではないですよね。

阿部技師　県の判断です。現行水準にも数量明示にもできます。

議長　問題はそこです。

飯塚委員、確認ですが、現行の目安だと 101 トン。

議長　現行目安は 105 トンです。

飯塚委員　試験操業で獲れる枠と判断したが、現行を超えた部分を試験操業で獲らせるという意味なのでしょうか。名目上試験操業で獲らせるためのそのようなことばを使ったのか。現行を超えたのでストップしたという判断ではないのか。

阿部技師　先ほど言った５トン以上 30 トン未満の船は大臣管理区分であり、今言っている山形県の知事管理の枠とは全く違う。大臣管理のほうがストップになった。知事枠の方はストップになっていない。底曳網で獲っているのは知事管理枠で、まだまだ獲ることができる。５トン未満のいか釣りも獲ってきて構わない。

議長　他県に行っているのは、全て小型になる。５トン以上 30 トン未満船で、５トン未満船はありませんね。

阿部技師　あります。（第二十一）大幸丸さんとかは他県に行って操業しています。

議長　知らなかった。14トンとかその辺りの船が行っていると思った。

伊原委員　漁業者の立場で、現状と要望も含めた話だが、今日の議題は知事管理区分の留保枠をどうするか。まずそこをしっかり決めてから、今後の対応などを検討することが良いと思う。

議長　また来年度以降も試験操業という手法を使い、留保枠を使いながら、TACの関係からストップがかかっても、範囲内でやりたいというのであれば、今言ったように現行水準ではなく数量明示で決め、いつでも試験操業の許可を出せるようにする。試験操業の許可は海区委員会の開催がなくとも県の判断でできる。そうする下地さえ作っておけば、TACの関係で大臣管理区分のストップがかかっても各都道府県で迅速に試験操業の許可を出す。留保枠を使い速やかに漁の続行ができる、ということになると思う。それをストップがかかってから、早い時期にできるように内部のルールや仕組みを作っていくことが、対応策と考える。そういうことで良いか。

阿部技師　私の認識は少し違う。来年は大臣管理区分で採捕停止命令をかけるような事態にはならないと思う。水産庁もさせないと思う。もっと厳しく数量管理を徹底して、こんな無様な状態にはさせるつもりはないと思う。

議長　どういう方法か。

阿部技師　数量管理を徹底する。

議長　ストップがかかってしまうのでは。

阿部技師　その状態になる前にどれだけ獲っているかをきちんと把握する。

議長　どれくらい獲れるかをきちんと把握する。

阿部技師　獲っているかを把握する。数量管理とはそういうことです。

議長　年度により、漁獲量はコロコロ変わるので、過去の推移から見て今年このくらいの数量を当てはめれば大丈夫だろうという計算ではないのか。

阿部技師　そうではなく、枠は設定する。それに対しどのレベルまで漁獲が積み上がっているのか、という管理を徹底する。

議長　積み上がったらどうなるのか。

阿部技師　そうさせないように、その手立てを採ると思う。

議長　予想外に獲れてしまえば一気にいってしまう。

齋藤委員　要するに水産庁では、今年度はこれでいっても来年度から急に数量が獲れてきた場合、毎月なり10日毎なり、各県の報告を見てこのままいけば漁獲量を超える予想をもとに、早く保留枠なりを積み増しさせる方法をとるということなのか。

阿部技師　そういう手立てを採ると思う。

齋藤委員　採る、と言うか迅速にやるということですよね。

阿部技師　枠があるかどうかは別にして、今回のような採捕停止命令に至るような事態にはさせない、と私は思っている。水産庁はもうできないと思います。

議長　数量を流動的にしてしまうことですね。

阿部技師　流動的にするかは分からないが、とにかく数量管理を徹底する。

齋藤委員　厳密にやるということは、毎月なり10日に1回なり、数量を報告して、多く獲れてきている、このままいけば今月で数量に達してしまう場合、その1週間や10日前に留保枠をこちらに乗せ、必ず操業停止のようなことはしない。

阿部技師　その保証はないが。

齋藤委員　大臣にさせるなと言って欲しい。

阿部技師　先ほど齋藤委員が言ったように、積み上がってきたら報告の期間を短くするなど、山形県の資源管理方針などでうたっているが、月末の翌10日ま

での報告を、積み上がってきたら水揚げ後３日以内に報告するような体制にしている。山形県でも、場合によってはそういった徹底した管理をすると思う。

皆さん新聞等で御承知の通り、（大臣管理区分のするめいかの）漁獲量の報告をしていなかった。ニュース等で御存じかと思う。山形県も報告していなかったのだが、漁獲量の多い青森県、北海道からも報告がなかったので、このような状態になった。だからそのようなことがないように、次の管理年度は水産庁のほうできちんとグリップすると思う。

議長　その予測が当たる確証はどこにもない。

阿部技師　ですから、齋藤委員が言ったように、報告の期間を短くし迅速に数量を把握し、管理できるようにする体制を採っていくと考える。

議長　そうは言っても、TAC数量も変動するようなものではない。極端に言えば、今年の太平洋のスルメイカの豊漁みたいなことがあれば、日本海でのそのあおりを受ける。そのようなことが起こらない保証はどこにもない。予想外の漁獲があり、途中でストップがかかる。だがイカは目の前にいるという時に備えることは来年以降しておかなければいけないと思う。試験操業という手が使えるのであれば。

阿部技師　水産庁の考えは分からないが、おそらくもう試験操業自体を水産庁は認めないと、私は思っている。

議長　させない。

阿部技師　私はそう思っています。

議長　試験操業は、県単位で単独の権限でやれますよね。

阿部技師　数量明示にすれば今年は出来ました。来年できるかどうかは分からない。それを認めるかどうか分からない。

議長　山形県がやろうとしても、水産庁が止める可能性があるということなのか。

阿部技師　山形県だけでなく全国、北海道にも試験操業をさせないかもしれな

い。

議長　全般的に止める可能性がある。止めなければ使える可能性はある。

阿部技師　止めなければ使える。

議長　止めなければ使えるのであれば、使える可能性もあるのであれば、その準備はしておけということです、と私は言いたい。

阿部技師　私は漁業者の意見を聞いた方が良いと思う。

議長　田代委員は私の考えだと思うが。

田代委員　さっき言った通りです。

議長　満杯になったときに目の前にイカがいるのであれば獲らせて欲しい。

田代委員　そういうことです。

飯塚委員　TAC の数字が現場と合っていないから不満が出る。TAC を現実的にどのように決めているか分からないが、TAC の数量が多ければ、現に止めることはないだろうと思う。漁師の世界では、獲れる時に獲らなければいつ獲れるか分からない。TAC の数字が多ければ良いが。資源管理の問題だと思う。

阿部技師　TAC 数量を決めているのは国ですが、国は資源評価に基づいて、それをもとに数量を決めている。

田代委員　TAC 失敗した、言う人はいないのか。

阿部技師　（今年のするめいかの管理については）失敗だったと私は思っている。

田代委員　TAC を国の誰が決めているか知らないが、今年は失敗したと言って欲しい。

議長　自分が思うのは、TAC を作ったことが失敗ではなく、TAC 数量の決め方が悪い。

田代委員　そういうことだと思う。４年前まではかなりあった。去年と一昨年があまりにも獲れなかった。TAC 数量を激減させたはずです。自分はそのように記憶している。誰か知りませんか。話したくないのか、大昔も TAC という名目のもとに何百トンという数量はあった。それだけ大漁でも、自分がいか釣りをしていた 15、6 年前、その前父親がやっていた時代、イカが溢れて、もう止めよう、と帰って来ていた。一箱 700 円しかしない時代。そのあと県で 20 トンまでは 500 箱とか 10 トンまでは 350 箱とか自主規制をしていた。それでも TAC には引っかからなかった。莫大な TAC の量だったと聞いた。

阿部技師　それは資源量が多いから TAC 数量も多くなっていたはずです。今とは格段の違いです。資源量自体は。

田代委員　逆に言えば　資源保護自体がおかしい。資源保護したいという気持ちは分からなくはないが、資源保護という名のもとに、そこにいるものを獲らずに、あなた方休んでくださいというのは違うと思う。

漁師になる人がいない、漁では生活できないと言っているなか、生き残っている人が今イカを獲ることが出来るのに、お金になるのに TAC がいっぱいになったため、明日から獲るなという事態はおかしいと思う。

家族を残して北海道に出稼ぎに行っている。そういう TAC の配分は、数量は失敗したと誰かが言うべきだと思う。イカというのは、あっちこっち追いかけていつ漁があるか分からない。TAC、今年は失敗した。来年はそのようなことがないようにしましょう、と水産庁が言ってくれるのなら良いが、阿部さんの説明だと、足りなくなったら簡単に他から持ってきて獲ってください、と言っているようには聞こえない。数量管理だけして、齋藤委員が言うとおり、いっぱいになりそうだとなったら他から持ってきて獲れと言っているようには聞こえない。

阿部技師　違うのです。今回の場合でも漁獲が積み上がり、枠を超えそうだということで、水産庁も埋め合わせをしようとした。ただ埋め合わせをしても間に合わないくらいオーバーしていた、ということです。

田代委員　と言うことは、TAC の数量の見込みが少なすぎたということ。自分に言わせると。

議長　逆に言えば過去に高く設定し過ぎて資源を減らしてきた。

田代委員　でも漁師としては、自主規制はしてきた。

議長　TAC だけを信用していれば減るような数量を・・・・・。

田代委員　それは 100 パーセントそうだとは言えない。イカにしてもハタハタにしても莫大に増えたものは自然の摂理で必ず一度は下がる。ハタハタでもそうです。莫大に増えて、箱を持ってくればあげていた時代もあった。イカでもそうです。

自分の持論だが、生き物、海の世界の中で莫大に増えたものは共食い状態になり一度は下がると思っている。TAC の数量が多いから、多く獲ったから少なくなったとは思わない。マグロが増えすぎてイカが食べられているとは、誰も言わないのか。

阿部技師　浜の声はあります。

議長　考えてみれば、昔はイカもマグロも多くいました。その話は科学的な根拠がないと思っている。

阿部技師　いつの委員会だったか忘れましたが、前に全漁調連からの要望で、クロマグロが増えすぎて他の生物に影響を与えているのではないのか。そのような関連の調査を要望していた。それについて水研センターのほうで調査をしたところ、スルメイカがクロマグロの食害等で影響を受けている、といったことについては判断するに至っていない、という水産庁からの説明があった。

議長　因果関係の証明が出来ないということです。

田代委員　分かりました。それは厳粛に調査してそのような結果になったと思う。

議長　ただ TAC の数量に関しては水産庁が霞が関で決めているのであって、もう少し現場の漁師の声を聴きながら TAC 数量を決めて欲しい、という意見は強い。しかし、TAC 数量を決めるにあたって、なかなかそれが実現しないのは事実です。

阿部技師　いろんな浜の声を届ける機会に関しては、最近ようやく水産庁も回数

は少ないが要望がある県には現場に来て話を聞くと言っている。また、意見交換会やステイクホールダーといった関係者会議のWEB会議方式も水産庁のほうでセットしているので、その情報が入りましたら漁協さんを通じて漁業者の方々にも連絡させていただきます。先日ズワイガニでは漁協を通じ連絡させていただきましたが、今後もそういった浜の声を聴く機会は設けられると思う。その情報が入ったら浜のほうに伝えたいと思うので、先ほど田代委員が言ったような意見も含めて、生の声をWEB会議などで水産庁に言っていただければと思う。

田代委員　言いたいことは言ったので、本題に移りましょう。

議長　これだけ資源が減っているのは日本だけです。世界はそんなに減っていない。日本だけがこの40年で減っている。海外では何をやっているか、資源管理にしても日本とやっていることは違う。TACの決め方にしても漁業者、学者、行政の３者連携で調査をして意見を調整して数量を決めるのが欧米のやり方です。日本は霞が関主導なので、霞が関と漁業者の肌で感じる数字の違いが出ているのではないか。個人的な見解ですが。

おそらく田代委員の頭にあるべきTAC数量がある。だが霞が関ではあるべきTAC数量を考えている。その間に開きがあるからどうしても不満が出る。自分は、もう少し水産庁には改善して欲しいと思っている。機会あるごとにそういう発言はしているが、なかなか動かない。来年はどうなるか保証はないし、いくら水産庁が頑張っても、人間のやることなので間違いはあるし失敗もある。自然が人間の予測を超えることもある。そういう意味で色々な可能性を残しておきたい。もし来年、予想外に早い時期にTACが満杯になってストップした場合、すぐに試験操業を認めてもらえるか分からないが、仮に認めてもらえるなら速やかに留保枠を使い、漁を継続できるような下地は作っておきたいと考える。来年になってみないと水産庁の考えは分からないが。水産庁は試験操業を禁止する可能性もあるのだろうか。

阿部技師　それは私が考えているだけですが、水産庁もメンツがあるので甘い考えではやらないと思います。

するめいかの管理期間は４月から翌年３月までですが、２月ごろには来年どうするかを、県に意見を聞いてくるはずです。数量明示の仕方も含めて。その段階でこのままいくのであれば資源管理方針の変更を10トンにするか20トンにするか、数の問題は別にしてこのような方式で数量管理をする方向で進むか、それとも従来の現行水準の方式に戻すのか。その判断をする必要がある。

議長　水産庁のメンツというが、阿部さんが退職した後の話だが、水産庁はハタハタを10年間で資源を減らした・・・・

齋藤委員　今日の議題はこれで良いということにするのですね。今日決めなければいけない。

議長　今日決めなければ間に合わない。何にが何でも今日決める必要がある。

齋藤委員　決めようではないか。

飯塚委員　７年度だけの話で良いのですね。これからずっとではない。

阿部技師　はいそうです。これからずっとということではありません。あとは漁業者と相談しながら決めていく。

議長　水産庁の方針もあるので。

飯塚委員　現行水準の場合も数字を出しているのでストップはありうるのか。

阿部技師　現行水準の場合は超えても採捕停止命令にはならない。あくまでも目安なので。漁業者としては数量明示の方式よりもゆるい管理でいける。しかし、仮に水産庁が試験操業を認めても現行水準では使えません。

田代委員　個人的に言わせてもらえば、これで良いのではないでしょうか。簡単に良いのでは、と言って申し訳ないが。この議題に関しては良いのではないか。１月から２月は時化で船も出ることは出来ないし、多くは獲れない。

齋藤委員　これで良いと思う。不満も色々あるが11月獲ることできなかったことで泣いているのも事実だが、この数字としてはこれで良いと思う。

議長　これからやれることはこれだと思う。これ以上に良い方法が思いつかない。７管理年度はこれでやっていくのが良いと思う。

　第１号議案、第２号議案の諮問案件はこの通りでいくことにし、第３号議案は修正案、こちらの案のほうが分かり易いと思うので、これを踏まえた格好で諮問に対する回答としたい。よろしいでしょうか。

一同　はい

議長　それでは微調整については、こちらに任せていただくということでよろしいでしょうか。

　これに関して事務局にお聞きしますが、試験操業はいつごろから稼働になりますか。

阿部技師　今日皆さんから承認をいただければ、今日中に海区事務局として答申の手続きに入ります。答申を受け県のほうで、承認された答申の文面と諮問の文面を添付して水産庁に資源管理方針の変更承認申請を出す。数量の変更については承認はいらないそうです。最初の案件だけの承認申請をする。担当者の予定なので必ずしもそうなるかは分かりませんが、今日起案し、明日の朝１番で決裁をもらう予定。水産庁の担当者が言うには、来週の頭には承認の通知を出せるようにしたい、というような言い方をしてくれています。

議長　天候が良ければ年内に１回か２回行けるかもしれない。

阿部技師　そういう形を願っています。

議長　ということで、補足の説明とします。

　これで第３号議案まで終了とします。最後に皆さんからその他ということで、何かありますか。

一同　なし

議長　事務局からありますか。

事務局　特にありません。

６　そ の 他

事務局　次回の海区委員会の開催予定ですが、本来であればこの委員会を挟まずに、２月の開催と考えていました。事務局の案としては、来年の２月10日火曜日の午後１時半からと考えていますが、皆様の御都合はいかがでしょうか。

議長　漁協のほうは何か予定は入っていますか。

安藤部長　今の所は、予定はないです。

事務局　おそらくまだ、凪、時化の関係で、底曳網、延縄の方は沖に出るかもしれませんが、他の委員の方々には是非出席していただき、委員会を開催したいと思いますので、よろしくお願いします。特になければそのような形でお願いしたい。

議長　特段の事情や変更がない限り、現状では、２月 10 日の開催ということで良いですね。皆さん宜しくお願いします。他にありませんね。

７　閉　　会

議長　緊急の委員会でしたが、本日の委員会、終了させていただきます。
どうもありがとうございました

上記のとおり第 439 回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和７年 12 月 18 日

山形海区漁業調整委員会

会　　長　　加藤　　栄

委　　員　　田代　善幸

委　　員　　樋口　恵佳